

# 北海道感染症危機管理対策本部会議

と き：令和2年1月28日（火） 21：00～

ところ：本庁舎3階テレビ会議室

保健福祉部健康安全局地域保健課

# 新型コロナウイルス関連肺炎について

保健福祉部 (R2. 1. 28)

昨年 12 月以降、中華人民共和国武漢市において新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が確認されており、1 月 16 日、日本で 1 例目となる感染者が確認されておりましたが、今般道内で感染者が確認されました。

国では 1 月 28 日、この感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定するなど対策を強化しています。

道としても、感染者等の発生時の対策を強化するとともに道民や関係機関の皆様への情報提供、相談対応の充実を図るなどして、さらなる感染拡大の防止に向けて取り組みます。

## 1 発生の状況

### (1) 道内の発生状況

①年代：40 代

②性別：女性

③居住地：中国人民共和国（湖北省武漢市）

④症状、経過：

1 月 21 日に来日し、22 日より北海道を観光。

1 月 26 日 体調不良のため外出せず。夜間に咳、発熱あり。

1 月 27 日 道内の医療機関を受診、入院。

胸部レントゲン検査にて肺炎像。

1 月 28 日 熱は残っているが、容態は安定している。

⑤行動歴：

1 月 21 日 2 名で来日し東京都内の知人宅に宿泊

1 月 22 日 3 名で東京から北海道に移動して観光

1 月 26 日は体調不良のため外出せず。

日本に来てからはマスク着用。武漢市の華南海鮮城（海鮮市場）の訪問は無い。

### (2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

・ 1 月 27 日現在、確認されている感染者は 4 名

・ 1 例目の感染者は既に軽快。濃厚接触者 38 名は全て特定し、健康観察は 24 日で終了

・ 2 例目の感染者は既に軽快。濃厚接触者 20 名は全て特定しており、健康観察が行われている。現時点で感染者は確認されていない。

・ 3 例目の感染者は現在症状はない。当該感染者の行動歴について調査が進められており、現時点で感染者は確認されていない。

・ 4 例目の感染者は現在症状はない。当該感染者の行動歴について、調査が進められており、現時点で感染者は確認されていない。

・ この他、海外で発生した感染者の接触者として 3 名が同定されており、25 日に出国。

・ 現時点で（1 月 27 日 12 時現在）で疑似症サーベイランス制度に基づき、計 14 件の検査を実施。そのうち 4 例が陽性で、残り 10 例が陰性だった。

(3) 海外の発生状況 (R2.1.24 12:00 時時点厚生労働省の発表)

	中国	タイ	韓国	台湾	米国	ベトナム	シンガポール	フランス	豪州	マレーシア	ネパール	カナダ
患者(2,784名)	2,744名	8名	4名	4名	5名	2名	4名	3名	4名	4名	1名	1名
-死亡(80名)	80名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

## 2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ&A）
- (4) 1月28日、指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定する方針決定

## 3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知しており、今後指定感染症への取り扱い変更について周知。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制準備
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
  - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
  - (イ) 春節を迎えて多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
  - (ウ) 保健所等による相談対応
- (4) 関係会議の開催状況
  - 1月23日 庁議
  - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催
  - 1月28日 " 本部設置、本部会議開催

### ● 道民の皆様へ

- ・風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえ、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うことが重要です。
- ・武漢市などから帰国・入国される方で、咳や発熱等の症状がある場合は、マスクを着用する等し、武漢市への滞在歴があることを申告した上、速やかに医療機関を受診して下さい。

今回新型コロナウイルスの感染が確定した患者に係る対応について

患者への対応	濃厚接触者への対応
<p>○ 保健所が患者の行動調査を行い、発症後はマスクを着用しており、濃厚接触者は旅行の同行者2名であったことを確認。</p>	<p>○ 旅行の同行者2名の調査を保健所で行い、2名とも症状はなく、うち1名が2/4に出国予定であることを確認。</p>
<p>○ 患者の症状は回復傾向にあり、引き続き、医療機関において、院内感染対策を実施のうえで、治療。</p>	<p>○ 濃厚接触者の情報を厚労省へ報告。</p> <p>○ 関係保健所で、国内の濃厚接触者については、患者と最後に接触した日から14日間、出国する濃厚接触者については、出国までの間、健康状態を確認する。</p>

# 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する 関係閣僚会議

日時：令和2年1月24日（金）

9時25分～9時35分

場所：官邸4階大会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

### 3. 閉 会

(配布資料)

資料1 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

資料2 在留邦人の状況について

## 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月23日 12:00時点

	中国(※)	タイ	韓国	台湾	米国	日本
患者数	571名	4名	1名	1名	1名	1名
死亡者数	17名	0名	0名	0名	0名	0名

(※)中国では、湖北省(武漢市を含む)、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症による死亡例は、中国での17例。
  - うち60歳以上:15例、60歳未満:2例
  - 既往歴あり:11例(他6例は既往の有無不明)
- 日本での感染者1例については、1月15日に症状が軽快し退院。  
上記のほか、本日(1月24日)未明、我が国で、2例目が確認されたところ(現在医療機関に入院加療中)。  
なお、感染者の濃厚接触者18人は健康観察中(健康観察終了者23人)。

# 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた対応について

令和2年1月23日

1月21日の関係閣僚会議決定の対応(①着実な検疫の実施、②国内における感染拡大防止に向けた対策の強化、③国民への情報提供など)について一層の徹底を図るとともに、新たに以下の対策を実施

## 新たな検疫等の対策強化パッケージの実施

### <水際対策>

○ 中国からの全ての航空便において、健康カードの配布、機内アナウンスの実施を拡大するよう、航空会社にも要請

### <医療体制>

○ 武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めたと際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス(原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度)を確実に実施

### <国内サーベイランス>

○ 国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備  
○ 特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起の通知を発出

### <情報提供>

○ 宿泊施設に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合の対応の周知を図る。  
○ 新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発出し、広く国民に情報提供を行う。

### 現状・経緯

令和2年1月24日

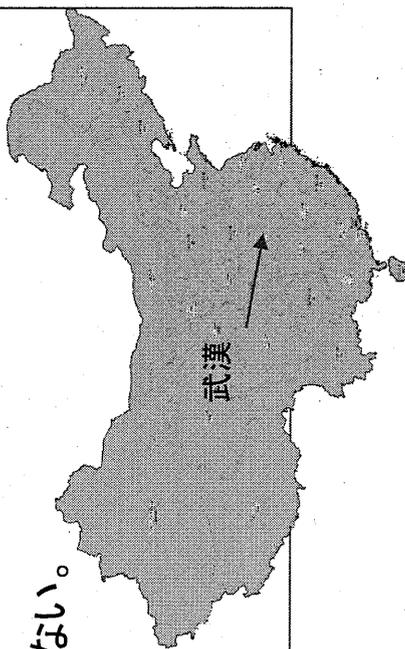
武漢市及び近隣6市(鄂州市, 仙桃市, 枝江市, 潜江市, 黄冈市, 赤壁市)は各市の公共交通機関遮断及び駅・空港の閉鎖等を発表。

外務省は在留邦人に対し鋭意安否確認及び情報提供・注意喚起を継続中。

### 在留邦人の状況

- 23日現在, 武漢市には在留届・「たびレジ」の届け出によれば約710名の邦人が滞在。
- 武漢市において邦人1名が重度の肺炎を発症し入院中。新型コロナウイルスによるものかは不明。
- 現時点で大きな不安の声やパニックは見られないが, 不安をおおるSNS情報等も見られる。
- 当局の発表直後はコンビニ等で一部長蛇の列があったが, スーパー開店以降は買い物に大きな混乱なし
- 当局は物資搬送に問題ない旨通知。現時点で物流は止まっていない。
- 旅客機定期便運航状況は以下のとおり

成田・・・4社のうち3社は当面運休決定, 1社(ANA)は検討中  
 関空・・・3社とも当面運休決定 中部・・・2社とも当面運休決定  
 福岡・・・1社のみ(上海経由)。当面運休決定



### 外務省の今後の対応

- 安否確認及びきめ細かな情報提供・注意喚起を継続。在留邦人に支援のニーズがあればすぐに対応できるよう, 緊密に連絡をとる。
- 感染状況を注視し, それに応じた感染症危険情報を適切に発出する(現在はレベル1(注意喚起)を中国に, レベル2(不要不急の渡航自粛勧告)を武漢市に発出中)。

# 指定感染症及び検査感染症について

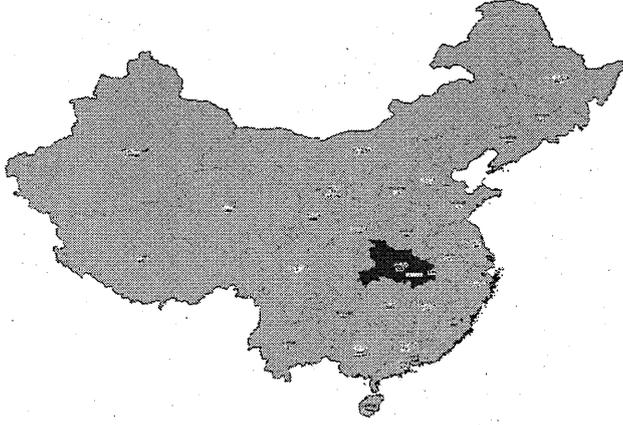
**指定感染症:** 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)

**検査感染症:** 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検査法第2条第3項)

	<p>これまでの対策</p>	<p>指定感染症、検査感染症に指定した場合、実施可能となる措置</p>
<p>国内対策</p>	<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発生して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭にといった診療を行うよう依頼。</p> <p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用</p> <p>(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施</p>	<p>① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)</p>
<p>検査</p>	<p>(1) 発熱の確認(サーモグラフィ) (2) 自己申告の呼びかけ</p>	<p>質問、診察・検査、消毒等が可能となる。</p>

## 中国における新型コロナウイルスの発生（一部地域の感染症危険レベルの引き上げ）

更新日 2020年01月24日

	<p><b>危険レベル・ポイント</b></p> <p>【危険度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中国湖北省全域 レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（引き上げ）</li> <li>●上記以外の地域 レベル1：十分注意してください。（継続）</li> </ul> <p>感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報入手し、感染予防に努めてください。 中国における感染例数等についての最新情報は、感染症広域情報でご確認ください。</p>
	<p><b>詳細</b></p> <p>1 1月24日、武漢市近隣6市（鄂州市、仙桃市、枝江市、潜江市、黄冈市、赤壁市）について、各市当局が、公共交通機関の停止及び鉄道の駅及び市を離れる道の封鎖を発表し、感染の地理的拡大が懸念されています。また、武漢市においても、患者数の増加率が大きくなっています。これらの現地の状況に鑑み、感染のさらなる拡大も想定されます。</p> <p>2 WHOは、23日に開催した緊急委員会の結果、中国でのリスクは非常に高く、地域的及び世界的なリスクも高いと評価しました。また、中国では感染者の介護をしている家族や医療従事者に限定されているとしながらも、ヒトからヒトへの感染があるとしています。</p> <p>3 上記を考慮し、中国湖北省の感染症危険情報を3に引き上げます。</p>

### 参考：「感染症危険情報」発出の目安

レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について

R2.1.28 現在  
地域保健課

○新型コロナウイルス関連肺炎患者の発生を想定した道と国の対応フロー

区分	国	道	医療機関
入国 (機内、空港)	<p>○検疫所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーモグラフィによる発熱探知</li> <li>・機内アナウンスによる呼びかけ</li> <li>・検疫ブースにおいてポスターによる啓発</li> </ul>		
症状があった場合	<p>・マスク着用の上、受診の指示</p> <p>※検疫感染症に指定された場合 診察、検査等の検疫措置</p>		
入国後、感染が疑われる場合	<p>○国立感染症研究所等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス検査</li> <li>・検査結果</li> </ul> <p>○厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果の連絡</li> </ul> <p>【陽性の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国と道で同時公表</li> </ul>	<p>○保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設からの相談への対応</li> <li>・医療機関から疑い患者の連絡</li> <li>・検体採取</li> <li>・検体送付</li> </ul> <p>○治療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果の告知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疑い患者の診察</li> <li>・保健所への連絡</li> <li>・検体採取への協力</li> </ul>
		<p>○保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の行動調査等</li> <li>・濃厚接触者の健康観察 (14日間)</li> </ul> <p>※指定感染症に指定された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院勧告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院治療等</li> </ul> <p>※指定感染症に指定された場合 感染症指定医療機関 (各2次 医療圏に設置: 24力所) に 入院</p>

新型コロナウイルス感染症に対する道の対策について（保健福祉部）

	これまでの取組	今後新たに実施する取組
1. 発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時対応について、あらかじめ保健所を通じ医療機関へ国の通知に基づく対応を依頼。また、医療機関からの問い合わせに随時対応。</li> <li>・宿泊施設等に対し症状のある宿泊者等への対応について協力依頼。</li> <li>・新型コロナウイルス検査のため、国立感染症研究所に保健所から検体を送付。</li> <li>・陽性が判明した患者及び接触者に対する行動調査等の実施。</li> <li>・濃厚接触者に対して、患者と最後に接触した日から14日間、健康状態を把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定感染症への指定により「感染症指定医療機関」への入院等の新たな診療体制の徹底に向けて、必要な情報を医療機関へ通知。</li> <li>・国立感染症研究所から地方衛生研究所に対して試薬等の配布作業中であり、道立衛生研究所において検査体制を整えているところ。</li> <li>・保健所間の連携体制の強化。</li> </ul>
2. 情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる予防対策等の情報提供</li> <li>・保健所における相談対応</li> <li>・宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起</li> <li>・外国人相談センターへの協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに正確な情報をよりわかりやすく掲載。</li> </ul>

令和2年1月28日（火）

**【照会先】**

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長

梅田 浩史（内線2389）

課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）

主査 柳川 愛実（内線2932）

（代表電話） 03（5253）1111

報道関係者各位

# 新型コロナウイルスに係る厚生労働省 電話相談窓口（コールセンター）の設 置について

今般の新型コロナウイルス関連肺炎の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を1月28日（火）18時より設置することといたしましたので、お知らせいたします。

厚生労働省としては、ウェブサイト等と合わせて、引き続き正確な情報発信に努めて参ります。

○ 厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 **03-3595-2285**

○ 受付時間 9時00分～21時00分  
（1月28日のみ18時より受付）